十条から第三十七条までの規定により同法」に、「消費税法第三十条第二項」を「同条第二項」に、「合計額は、新消費税法第三十条から」を「合計額は、同条から同法」に、「おける新消費税法」を「おける新消費税法」に、「課税仕入れ（新消費税法」を「課税仕入れ（同法」に、「改正前の消費税法」を「改正前の同法」に、「一の事業者」を「一の者」に、「新消費税法第三十条第八項第一号ニ」を「同法第三十条第八項第一号ニ」に、「十億円」を「一億円」に、「）を新消費税法」を「）を消費税法」に、「新消費税法第二条第一項第九号の二」を「同法第二条第一項第九号の二」に、「いい、消費税法」を「いい、同法」に改め、「第五条の規定による改正後の同法」を削り、「金額を新消費税法」を「金額を消費税法」に改める。

附則第五十三条第一項中「同日以後三年を経過する日」を「令和十三年九月三十日」に、「新消費税法」を「消費税法」に、「百分の五十」を「、次の各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　適用期限の翌日から令和十年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の七十五

二　令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の三十

附則第五十三条第四項中「おける新消費税法」を「おける消費税法」に、「は、新消費税法」を「は、同法」に、「百分の五十」を「当該控除対象課税仕入れに係る同項各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める割合」に、「と、新消費税法」を「と、同法」に、「受けるもの」を「受ける同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。

第十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十条のうち租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定中「令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで」を「令和十二年一月一日から令和十六年十二月三十一日まで」に改める。

附則第一条第八号ロを次のように改める。

ロ　削除

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定　令和十二年一月一日

附則第十四条第一項及び第三項中「令和八年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改める。

附則第十六条第二項中「含む。」を「国際最低課税残余額」に改める。

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第二項第二号中「つき」を「つき、」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第一号若しくは第百四十五条の六第一項第一号に定める金額の計算が行われていること」に改め、同条第三項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第四項第二号中「つき」を「つき、」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第二号若しくは第百四十五条の六第一項第二号に定める金額の計算が行われていること」に改める。

6　前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十二条第一項中「事業者（新消費税法」を「事業者（消費税法」に、「課税仕入れ（新消費税法」を「課税仕入れ（同法」に、「改正前の消費税法」を「改正前の同法」に、「一の事業者」を「一の者」に、「新消費税法第三十条第八項第一号ニ」を「同法第三十条第八項第一号ニ」に、「十億円」を「一億円」に、「）を新消費税法」を「）を消費税法」に、「新消費税法第二条第一項第九号の二」を「同法第二条第一項第九号の二」に、「いい、消費税法」を「いい、同法」に改め、「第五条の規定による改正後の同法」を削り、「金額を新消費税法」を「金額を消費税法」に改める。

附則第五十三条第一項中「同日以後三年を経過する日」を「令和十三年九月三十日」に、「新消費税法」を「消費税法」に、「百分の五十」を「、次の各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　適用期限の翌日から令和十年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の七十五

二　令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までの間に行った控除対象課税仕入れ　百分の三十

附則第五十三条第四項中「おける新消費税法」を「おける消費税法」に、「は、新消費税法」を「は、同法」に、「百分の五十」を「当該控除対象課税仕入れに係る同項各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める割合」に、「と、新消費税法」を「と、同法」に、「受けるもの」を「受ける同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。

第十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第十条のうち租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定中「令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日まで」を「令和十二年一月一日から令和十六年十二月三十一日まで」に改める。

附則第一条第八号ロを次のように改める。

ロ　削除

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規定　令和十二年一月一日

附則第十四条第一項及び第三項中「令和八年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改める。

附則第十六条第二項中「含む。」を「国際最低課税残余額」に改める。

第十六条　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第二項第二号中「つき」を「つき、」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第一号若しくは第百四十五条の六第一項第一号に定める金額の計算が行われていること」に改め、同条第三項中「同年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「令和十年六月三十日」を「令和十一年六月三十日」に改め、同条第四項第二号中「つき」を「つき、」に、「令和八年新法人税法」を「法人税法」に、「又は外国」を「若しくは外国」に、「こと」を「こと又は前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同法第八十二条の十九第一項第二号若しくは第百四十五条の